

よみがえれ！
有明訴訟弁護団
(後藤富和)発行
092-512-1636
090-9602-0700

「ほしいのは宝の海だ。」漁民から非難の声。

開門認めぬ判決も 筒井農水副大臣は 「開門義務変わらず」

【朝日新聞・6月28日】国営諫早湾干拓事業をめぐる、諫早湾内「や付近の漁業者41人が国に潮受け堤防排水門の開門などを求めた「長崎訴訟」で、長崎地裁は27日、開門請求を棄却する判決を言い渡す一方、一部の漁民について合計1億1千万円を賠償するよう命じた。

しかし、被告である国は、菅首相が開門を命じた昨年12月の福岡高裁判決を受け入れて上告を断念したため、今後も開門の義務を負う。判決後、筒井信隆農林水産副大臣は開門方針について「見直しはまったくない」と述べた。

【NHK WORLD・6月28日】筒井農水副大臣は記者団に対し、政府が実施を表明している開門調査について、「はっきり高裁判決で確定しており、3年以内に5年間開門する義務が国にはあるから、そのことがこの判決によって変わることはない」と明言し、ただ、「開門に関して関係当事者の同意をもらわなければならず、それらにより困難になった」と述べた。

判決につき原告弁護士団長の馬奈木昭雄弁護士は「全く想定していなかった不当判決だ。開門を認める福岡高裁の判決が確定しているのに、いまさら議論を蒸し返す必要があるのか。干拓事業と湾内の漁業被害の因果関係を認めないなど、いたずらに混乱させる意味のない判決で到底認められない」と述べた。



損害賠償は認める

【朝日新聞・6月28日】判決は、国が1997年4月に潮受け堤防で諫早湾を閉め切ったことにより、産卵や生育の場を失ったコノシロなどの一部魚種に漁業被害が生じたことと認定。しかし諫早湾の漁業の主

力であるアサリの大量死については干拓事業との因果関係を認めなかった。その上で、原告のうち小長井漁協は干拓事業着工にあたり、国から計15億円余りの漁業補償金を受け取っていたと指摘。同漁協所属の9人については、補償により漁業行使権の一部を制限されるのみならず、漁業被害があったとしても、事業による侵害の方が大きいとは言えない、とした。一方、漁業補償を受け取っていない大浦支所で漁業被害があったコノシロなどの魚にしている16人について、一人当たり年50万円、合計で約1億1千万円の賠償を命じた。

「ほしいのは金じゃない。 宝の海を守るのだ！」

【毎日新聞・6月28日】原告の漁民からは一斉に非難の声が上がった。「信じられない。こんな判決を出すなんて」。判決後に長崎市で開かれた集会で、諫早湾内で漁業を営む原告団長、松永秀則さん(57)は長崎県諫早市小長井町は声をあげた。佐賀県太良町でタイラギ漁を営む原告団副団長、平方宣清さん(58)も判決にぼうぜんとした表情。佐賀地裁判決に従っていけば、猶予3年の期限で、この日には開門がかなっているはずだった。「これ

解決の道は対話から

【朝日新聞(解説)・6月28日】

今回、開門を国に命じた福岡高裁の確定判決と正反対の判決が出たことで、開門反対派は勢いづく。ただし、福岡高裁判決で負った国の開門義務は消えない。農林水産省は開門に向けて今月発表した環境影響評価(アセスメント)素案の中で、排水門の四つの開け方と必要な対策費用の試算(82億〜1077億)を提示。猶予期限の2013年12月までに事前対策工事とともに、長崎県を説得する必要があるが、見通しは極めて不透明だ。訴えた原告が異なれば、同様の請求であっても異なる判断が出ることは、民事裁判ではありえることだ。一見、正反対の判決が並び立つ混乱は、有明海的环境再生という、本来なら地域住民が話し合っただけで一致点を見つけていくべき課題を、勝ち負けをつける法廷で解決させようとするこの限界を示すものだろう。解決の道はひとつだ。賛否両派がそれぞれ判決の趣旨を尊重したうえで同じテーブルにつき、共通の科学データに基づいて有明海の再生策を話し合うことだ。回答を導き出す責任は国にある。

以上、先延ばしは許されない。私たちがほしいのは金じゃない。宝の海を守ることなんだ」と強調した。